

申告書記載の手引き

<目次>

確定申告書(第6号様式)	1~5
確定申告書(第6号様式(その2))	6~8
予定申告書(第6号の3様式)	9
予定申告書(第6号の3様式(その2))	10
税率表	11
問合せ等	12

◎この手引きの使用に当たっての注意点

- 1 この手引きは、青森県内だけに事務所等がある法人専用のものです。①他の都道府県に事務所等がある法人、②外形標準課税対象法人、③法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（特定ガス供給業）を行う法人には使用できません。
- 2 この手引きでは、次のとおり略語を使用しております。
 - ・ 法 … 地方税法 … (例) 第6号様式 … 地方税法施行規則第6号様式
 - ・ 令和2年旧措置法 … 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法
 - ・ 令和2年旧法人税法 … 令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法
 - ・ 令和2年旧法 … 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法

確定申告書（第6号様式）

○ この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合（清算中の法人を含みます。）に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

○申告書の提出先（納税地）

この申告をすべき日における主たる事務所等（本店）の所在地を所管する地域県民局を記載してください。

受付印

○電話番号

必ず記載してください。

○事業種目

具体的に記載してください。

※箇欄 事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
所在地 本県が支店等の場合は本店所在地と併記	青森市新町二丁目4-30	法人番号 令和6年5月31日	この申告の基礎 法人税の年月日	申告年月日 修申更正による年月日		
(ふりがな)	青森 東青	地域県民局長 櫻 1234567890123	法人税の年月日	年月日		
法人名 (ふりがな)	株式会社 青森AX商事	(電話 017-722-1111)	事業種目 IT機器卸売業	期未現在の資本金の額又は出資金の額 （解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆 千億 百万 千円 57342500	
代表者名 (ふりがな)	あおもり いちろう	あおもり はなこ	同上1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等	期未現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆 千億 百万 千円 59204500	
氏名 青森一郎	青森花子	道府県民税の確定申告書	期未現在の資本金等の額	兆 千億 百万 千円 59204500		
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度分又は連結事業年度分	道府県民税の確定申告書	※				

○非中小法人等

資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人（大法人）との間に完全支配関係がある法人等に該当する場合には「非中小法人等」を○印で囲んで表示してください。

○法人番号

法人番号（13桁）を記載してください。

○法人名

法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、その法人課税信託の名称を併記してください。

確定申告納付期限

事業年度終了後2ヵ月以内

ただし、確定申告期限の延長の承認を受けている場合は、その承認されている期限まで。

第6号様式

○申告の基礎

この申告が次の(1)及び(2)の修正申告のときに、法人税の処理年月日及び処理区分を記載してください。

- (1) 法人税について修正申告し、それと同時に、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）についても修正申告をするとき。
- (2) 法人税について更正・決定・再更正を受け、その更正・決定・再更正の日から1ヵ月以内に、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）について修正申告をするとき。

※ なお、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）について、以上のほか、法第53条第34項各号、第72条の31第2項（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条）の規定に該当する場合は、遅滞なく修正申告をしなければなりません。

○申告の種類

この申告の種類について「確定」「修正確定」「中間」「修正中間」と明確に記載してください。

○期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）

期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

○期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

○期末現在の資本金等の額 11ページ参照

（注）※印の部分は、記載しないでください。

■法人県民税

○申告書記載の順序

1 法人税割額

- (1) ①の欄に法人税額を記載します。(詳しくは右ページ参照)
- (2) ②～④の各種加算・控除(詳しくは下欄又は右ページ参照)を行い、課税標準額⑤(①+②-③+④)を計算します。

○課税標準額⑤の端数処理について

- ・⑤の金額が、1,000円に満たないときは、その全額を切り捨てます。
- ・⑤の金額が、1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

- (3) ⑤に法人税割の税率(11ページ参照)を乗じて、法人税割額⑦を計算します。(1円未満の端数は切り捨ててください。)
- (4) ⑦に、⑧～⑫の各種加算・控除(詳しくは下欄参照)を行い、差引法人税割額⑬を計算します。
- (5) 既納付額等⑭及び⑮の減算・控除(詳しくは下欄参照)を行い、今回の申告により納付すべき法人税割額⑯(⑬-⑭-⑮)を計算します。

2 均等割額

- (1) 算定期間に事務所等を有していた月数⑰を求めます。(数え方は右ページ参照)
- (2) 均等割の税率(11ページ参照)に⑰/12を乗じて、均等割額⑲を計算します。
- (3) ⑲から既に納付の確定した当期分の均等割額⑲(詳しくは下欄を参照)の減算を行い、今回の申告により納付すべき均等割額⑳を計算します。

○各欄に記載する金額等

③還付法人税額等の控除額

欠損(赤字)を生じた事業年度につき法人税の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額を、欠損を生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年3月31日以前に開始する事業年度分については9年間)繰り越して控除できます(地方税には繰戻還付制度がないためにとられている措置です。)ので、この繰戻還付法人税額などの繰越控除の額を記載します。

なお、この場合には、「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(第6号様式別表2の5)を申告書に添付し、同明細書の④の計の欄の金額を記載してください。

⑧道府県民税の特定寄附金税額控除額(企業版ふるさと納税関係)

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附金(特定寄附金)の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」(第7号の3様式)及び当該寄附金の受領証の写しを申告書に添付し、同明細書の⑩の欄の金額を記載してください。

⑨税額控除超過額相当額の加算額

通算法人(通算法人であった法人を含みます。)が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に、「税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その1)」(第7号の2様式別表7)を申告書に添付し、同明細書の⑨の欄の金額を記載してください。

⑩外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は

個別控除対象所得税額等相当額の控除額

外国関係会社等に課された我が国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その1)」(第7号様式)を申告書に添付し、同明細書の⑩の欄の金額を記載してください。

第6号様式

(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額	①	亮 十億 百万 千 円 3,418,000
試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②	1,264,282,8
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る 法人税額	④	
課税標準となる法人税額又は個別繰減法人税額 $(1+②-③+④)$	⑤	1,264,200,0
2以上の道府県に事務所等は事業所 を有する法人における課税標準となる 法人税額又は個別繰減法人税額	⑥	0,000
法人税割額 $(5 \times 1/8)$	⑦	2,275,556
道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の 加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額又は個別控除 対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控 除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 $(7-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫)$	⑬	2,275,00
既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑭	1,353,00
租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき 法人税割額 $(13-14-15)$	⑯	9,220,0
算定期間ににおいて事務所 等を有していた月数	⑰	12月
均等割額 $50,000\text{円} \times \frac{⑰}{12}$	⑲	50,000,0
既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑲	25,000,0
この申告により納付すべき 均等割額 $(⑲-⑳)$	⑳	25,000,0
この申告により納付すべ き道府県民税額 $(16+⑳)$	㉑	117,200
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 $(㉑-㉒)$	㉓	117,200

⑪外国の法人税等の額の控除額

外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(第7号の2様式(その1))を申告書に添付し、同明細書の⑪の欄の金額を記載してください。

⑫仮装経理に基づく法人税割額の控除額

事実を仮装した経理に基づき法人税を過大に申告したことによって、法人税の更正を受けた場合には、その法人税の更正に基づく法人県民税の更正により減少する法人税割額は、還付や充当の手続きによらず、県民税の更正後5年間の各事業年度の法人税割額から順次繰り越して控除するものとされています。

⑯(⑯)既に納付の確定した当期分の法人税割額(均等割額)

この申告が確定申告のときは中間申告している法人税割額(又は均等割額)、この申告が修正申告のときはこの申告の前の申告書⑬(又は⑰)の欄に記載した法人税割額(更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定された法人税割額(又は均等割額))を記載してください。

㉑この申告により納付すべき道府県民税額

この申告により納付すべき道府県民税の額に⑯又は㉑で△(マイナス)を付しているときは、その△を付したものと0としてこの欄の金額(⑯+㉑)を計算します。

①法人税法の規定によって計算した法人税額

法人税の申告書(別表1)の9の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(※)を記載してください。

なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の9の欄の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の4の欄の金額)(※)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の6の欄の金額)の合計額を記載してください。

※ 法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。

②試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

次の法人税の申告書(別表6)を提出する場合は、該当する欄の金額を記載してください。

別表6(9) - 同表28の欄の金額(※1)
 別表6(14) - 同表11の欄の金額(※2)
 別表6(16) - 同表14又は28の欄の金額
 別表6(19) - 同表25の欄の金額
 別表6(20) - 同表25の欄の金額
 别表6(21) - 同表19の欄の金額(※2)
 别表6(22) - 同表18の欄の金額(※2)
 别表6(23) - 同表32の欄の金額(※2)
 别表6(24) - 同表10の欄の金額
 别表6(26) - 同表32の欄の金額(※2、3)
 别表6(27) - 同表20の欄の金額(※2)
 别表6(28) - 同表35の欄の金額(※2)

- ※1 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年旧措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- ※2 中小企業者等を除きます。
- ※3 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。

⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑ 税額の端数処理

- ・この各欄の金額が、100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
 - ・この各欄の金額が、100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨ててください。
- なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

㉒ 均等割の月数の考え方

暦に従って数えますが、次に注意してください。

- ・事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月に満たないとき……1月にします。(例 R 6. 3. 10～R 6. 3. 31……1カ月)
- ・事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月を超える場合に、1月に満たない端数があるとき……端数を切り捨てます。
(例 R 5. 5. 10～R 6. 3. 31……10カ月)

第六号様式

決算確定の日	令和6年5月/9日			
解散の日	令和年月日			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和年月日			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	令和年年月	月	日から日まで	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無	

還付請求	中間納付額	(72)	⋮	⋮	⋮
------	-------	------	---	---	---

還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	支店
口座番号(普通・当座)		

○還付を受けようとする金融機関及び支払方法

中間納付額がある場合でその還付を金融機関の口座に受け入れることを希望するときに記載してください。

法人税の申告書 別表1

所得金額又は欠損金額 (別表四[52の①])	1	5 4 9 2 9 0 9 /
法人税額 (48)+(49)+(50)	2	/ 2 0 8 7 5 2 8
法人税額の特別控除額 (別表六(六)[5])	3	⋮
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表1の4の欄の金額)(※)	4	⋮
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)[23]+別表三(三)[20])	5	⋮
同上に対する税額 (62)+(63)+(64)	6	⋮
⋮	⋮	⋮
法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9	3 4 1 8 0 0
⋮	⋮	/ 2 3 0 1 0 2 8

※ 通算法人、連結法人及び外国法人の場合の記載の注意点

- 1 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)の場合

「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないでください。

なお、この場合には、通算法人及び通算法人であった法人にあっては、「通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」(第6号様式別表1)を申告書に添付し、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に同計算書の⑩の欄の金額を記載してください。

また、連結法人及び連結法人であった法人にあっては、「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書」(第6号様式別表1の3)を申告書に添付し、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に同計算書の⑦の欄の金額を記載してください。

- 2 県内に恒久的施設を有する外国法人の場合

「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないでください。

なお、この場合には、「外国法人の法人税割額に関する計算書」(第6号様式別表1の2)を申告書に添付し、「差引法人税割額⑬」の欄に同計算書の⑩の欄の金額を記載してください。

○申告期限の延長の処分(承認)の有無

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることによる確定申告期限の延長の承認を受けているかどうかについて該当するものを○で囲んでください。(この申告期限の延長制度の概要は、5ページ参照)

○翌期の中間申告の要否

法人税について、翌期に中間申告を必要とするかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。

㉒ 中間納付額

中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯の欄又は㉑の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑭の欄に記載した事業税額及び⑮の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。

■法人事業税・特別法人事業税

○申告書記載の順序

1 所得金額に対して課税される法人

(1) 下記(2)及び(3)以外の法人

所得金額の計算(63～69)をして、所得金額差引計(68～69)を計算し、それを②の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

(2) 事業税が非課税とされる事業とその他の事業を併せて行う法人、法人税が非課税とされる法人等、申告書に「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)を添付する法人(下記(3)の法人を除きます。)

「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)により計算した合計欄⑥を②の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

(3) 医療法人及び医療事業を行う農業協同組合連合会

「医療法人等に係る所得金額の計算書」(医療第1表)又は「課税所得金額計算書」(医療第2表)により課税所得金額を計算し、それを②の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

2 収入金額に対して課税される法人(※)

ガス供給業(導管によるガス供給に限ります)、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます)及び保険業を行う法人は⑧の欄に次の金額を記載します。

第6号様式

電気・ガス 別表6の⑪の欄の金額

生命保険 " 別表7の⑤ "

損害保険 " 別表8の⑦ "

少額短期保険 " 別表8の⑯ "

※ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人は、第6号様式(その2)により、特定ガス供給業を行う法人は第6号様式(その3)により申告をしてください。

○端数処理(課税標準)

⑨～⑩、⑪、⑫、⑬の各欄の課税標準の額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- その金額が1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

○端数処理(税額)

(1) ⑨～⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- その金額が100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。
- ⑯の金額の全額が100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

第6号様式

事 業 税	摘要		課税標準		税率(100)	税額		
	所得金額総額(68～69)又は別表5⑥	兆 十億 百万 千 円	549,290,91	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	1,400,00	
所 得 割 割	年400万円以下の金額(29)	400,000,00	100	3.5	兆 十億 百万 千 円	1,200,00		
	年400万円を超える年800万円以下の金額(30)	400,000,00	100	5.3		21,200,00		
	年800万円を超える金額(31)	469,290,00	100	7.0		32,850,00		
	計(29+30+31)(32)	549,290,00				36,370,00		
	軽減税率不適用法人の金額(33)	0,00				0,00		
付 加 価 値 割 割	附加価値額総額(34)				兆 十億 百万 千 円	0,00		
	附加価値額(35)	0,00			兆 十億 百万 千 円	0,00		
資 本 割 割	資本金等の額総額(36)				兆 十億 百万 千 円	0,00		
	資本金等の額(37)	0,00			兆 十億 百万 千 円	0,00		
収 入 金 額 割 割	収入金額総額(38)				兆 十億 百万 千 円	0,00		
	収入金額(39)	0,00			兆 十億 百万 千 円	0,00		
合計事業税額		(32+33+37+38)又は(33+35+37+39)	(40)			兆 十億 百万 千 円	36,370,00	
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額	事業税の特定寄附金税額控除額(41)			仮装経理に基づく事業税額の控除額(42)				
差 引 事 業 税 額	(40)-(41)-(42)	36,370,00		既に納付の確定した当期分の事業税額(44)			兆 十億 百万 千 円	29,020,00
租 税 条 約 の 実 施 に 基 づ く 事 業 税 額	租税条約の実施に係る事業税額(45)			この申告により納付すべき事業税額(46)			兆 十億 百万 千 円	33,468,00
⑯の 内 訳	所得割(47)	33,468,00		附加価値割(48)			兆 十億 百万 千 円	0,00
	資本割(49)	0,0		収入割(50)			兆 十億 百万 千 円	0,00
	(⑯)のうち見込納付額(51)			差引(52)			兆 十億 百万 千 円	33,468,00
特別 法 人 事 業 税	摘要		課税標準		税率(100)	税額		
	所得割に係る特別法人事業税額(53)	兆 十億 百万 千 円	36,370,00	100		兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
収入割に係る特別法人事業税額(54)		0,0				兆 十億 百万 千 円	0,00	
合計特別法人事業税額		(53+54)	(55)			兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額(56)	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額(57)	(56)-(57)			兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額(58)	兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額(59)	(58)-(59)			兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
この申告により納付すべき特別法人事業税額(60)	兆 十億 百万 千 円	この申告のうち見込納付額(61)	(60)-(61)			兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
差引(62)	兆 十億 百万 千 円	1,345,600	1,345,600			兆 十億 百万 千 円	1,345,600	
所得 金 額 の 計 算 の 内 訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	兆 十億 百万 千 円	549,290,91			兆 十億 百万 千 円	549,290,91	
加 算 減 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	兆 十億 百万 千 円	64			兆 十億 百万 千 円	64	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	兆 十億 百万 千 円	65			兆 十億 百万 千 円	65	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	兆 十億 百万 千 円	66			兆 十億 百万 千 円	66	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対する課された外国法人税額	兆 十億 百万 千 円	67			兆 十億 百万 千 円	67	
	仮計(63+64+65-66-67)	兆 十億 百万 千 円	68			兆 十億 百万 千 円	549,290,91	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額	兆 十億 百万 千 円	69			兆 十億 百万 千 円	69	
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	兆 十億 百万 千 円	70			兆 十億 百万 千 円	549,290,91	
	法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額	兆 十億 百万 千 円	71			兆 十億 百万 千 円	549,290,91	

④事業税の特定寄附金税額控除額(企業版ふるさと納税関係)

「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」(第7号の3様式)の⑪の欄の金額を記載してください。

④仮装経理に基づく事業税額の控除額

事実を仮装した経理に基づいて法人事業税を過大に申告した場合において、減額の更正を受けたときは、その減額される事業税額は還付や充当の手続きによらず、更正後5年間の各事業税額から順次繰り越して控除するものとされています。

④既に納付の確定した当期分の事業税額

この申告が確定申告であるときは中間申告している税額、この申告が修正申告であるときはこの申告の前の申告書の差引事業税額⑩の額(更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定に伴う事業税額)を記載してください。

法人税の明細書
別表4 所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	令和 令和
------	----------

⑤(54) 所得割（収入割）に係る特別法人事業税額

「課税標準」の欄には、③(又は⑨)の「税額」の欄の金額を記載してください。

⑥～⑩の各欄については、4ページの「申告書記載の順序」の1(1)に該当する法人が記載してください。

⑪所得金額又は個別所得金額

連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の金額を記載してください。

ただし、通算法人について、法人税の明細書(別表4付表)の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載してください。

⑫損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額

連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載してください。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。

⑬損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額

法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載してください。

⑭益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額

法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載してください。

⑮外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は令和2年旧法人税法第69条若しくは第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の30の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄の金額を記載してください。ただし、減額された外国法人税の額又は個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額を記載してください。

⑯繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

次の書類を申告書に添付し、該当する欄の金額を記載してください。

区分	添付書類	申告書への記載
欠損金の繰越し・災害による損失金の繰越し	第6号様式別表9	④の「計」の欄の金額
債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	第6号様式別表10 第6号様式別表11	⑨又は⑪の欄の金額 ⑪の欄の金額

⑰ 欠損金の繰越し

法人税について欠損を生じた事業年度後10年間(※)の欠損金の繰越控除が認められた場合は、法人事業税についても法人税と同様に繰越控除できます。ただし、法人税においては、欠損につき法人税額の繰戻還付を受けた場合には、その還付法人税額に対応する欠損金額は繰越控除できないものとされていますが、事業税については、繰戻還付制度がありませんので、還付法人税額に対応する欠損金額についても繰り越して控除することとされています。

※ 平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年4月1日前に開始する事業年度において生じた欠損金額については9年間です。

⑲法人税の所得金額又は個別所得金額

連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載してください。

○申告期限の延長制度の概要

(1) 法人事業税・特別法人事業税についての申請

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2ヵ月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にある場合などには、申請により、確定申告期限の延長の承認を受けることができます。

この場合、期限延長の承認を受けようとする最初の事業年度終了の日まで(通算法人の場合は、最初の事業年度終了の日から45日以内)に、地域県民局長へ申請書を提出しなければなりません。

(2) 法人県民税についての届出

法人県民税については、法人税において申告期限延長が承認されると法人県民税、法人市町村民税の申告期限も延長されることになっていることから、申告期限延長の申請は必要ありません。ただし、法人税について申告期限の延長の処分又は指定等の処分に係る事業年度終了後22日以内(通算法人の場合は、申告書の提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった日から7日以内)にその旨を地域県民局長へ届出しなければなりません。

確定申告書 (第6号様式(その2)) * 申告書上欄及び法人県民税等の事項の記載については、第6号様式の確定申告書の場合(1~3ページ)と同様です。

○ この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えない限り行うことができることに留意してください。

○ この申告書における第1号事業、第2号事業及び第3号事業とは、次のとおりです。

第1号事業 … 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業～同項第2号から第4号に掲げる事業以外の事業

第2号事業 … 同項第2号に掲げる事業～電気供給業（第3号事業を除きます。）、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業

第3号事業 … 同項第3号に掲げる事業～小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業

■法人事業税・特別法人事業税

○申告書記載の順序

1 第3号事業と第1号・第2号事業と併せて行う法人（記載例：次ページ参照）

(1) 所得金額の計算

第3号事業と第1号事業の各事業について、「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）等を作成して、同計算書の⑩の欄の金額を次の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

第1号事業 —— ⑧欄

第3号事業 —— ⑩欄

(2) 収入金額の計算

第3号事業と第2号事業の各事業について、「収入金額に関する計算書」（第6号様式別表6）を作成して、同計算書の⑪の欄の金額を次の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

第2号事業 —— ⑨欄

第3号事業 —— ⑩欄

2 第3号事業のみを行う法人

(1) 所得金額の計算

第3号事業について、「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）等を作成して、同計算書の⑩の欄の金額を⑩の欄に転記して、事業税額を計算します。

(2) 収入金額の計算

第3号事業について、「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表6）を作成して、同計算書の⑪の欄の金額を、⑩の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

○端数処理（課税標準）

⑨～⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯の各欄の課税標準額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

- ・その金額が1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

○端数処理（税額）

(1) ⑨～⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。

- ・その金額が100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。

(2) ⑰の金額の全額が100円に満たないときは、その金額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。

第6号様式(その2)			
摘要		課税標準	税率(100)
事業税	所得金額総額 別表5⑩	兆 十億 百万 千 円 1,967,500,00	
法第 第一 七 号 十 二 条 掲 の げ 二 る 第 一 事 項 業	年400万円以下 の金額	4,000,000,00	3.5 100
	年400万円を超える年 800万円以下の金額	4,000,000,00	5.3 100
	年800万円を超 える金額	1,167,500,00	7.0 100
	計 ⑨+⑩+⑪	1,967,500,00	
	減減税率不適 用法人の金額	0,00	
	附加価値額 総額		
	附加価値額	0,00	兆 十億 百万 千 円 0,0
	資本金等の額 総額		
	資本金等の額	0,00	兆 十億 百万 千 円 0,0
	法第二掲 げる事 業の二号 の二号	収入金額 総額	
法第 第三 七 号 十 二 条 掲 の げ 二 る 第 一 事 項 業	収入金額	0,00	兆 十億 百万 千 円 0,0
	所得金額総額 別表5⑩	5,225,000,00	
	所得金額	5,225,000,00	1.85 100
	附加価値額 総額		
	附加価値額	0,00	兆 十億 百万 千 円 0,0
	資本金等の額 総額		
	資本金等の額	0,00	兆 十億 百万 千 円 0,0
	収入金額 総額	10,000,000,00	
	収入金額	10,000,000,00	0.75 100
	合計事業税額	(⑨又は⑩)+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	48 1,340,80,00
事業税の特定寄附 金税額控除額	⑯	仮装経理に基づく 事業税額の控除額 既に納付の確定した 当期分の事業税額 この申告により納付すべき 事業税額 ⑯-⑯	50 52 57,50,00
差引事業税額	⑯-⑯-⑯		
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	⑯		
合計事業税額	⑯+⑯-⑯	1,303,30,00	
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
所得割	⑯ 1,169,20,00	附加価値割 ⑯ 0,0	0,0
資本割	⑯ 0,0	収入割 ⑯ 0,0	0,0
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割	⑯ 9,660,00	附加価値割 ⑯ 0,0	0,0
資本割	⑯ 0,0	収入割 ⑯ 0,0	37,50,00
⑯のうち見込納付額	⑯ 0,0	差引 ⑯-⑯ ⑯	1,303,30,00
摘要			
摘要		課税標準	税率(100)
特別 法 人 事 業 税	法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の所得割	兆 十億 百万 千 円 1,169,20,00	37.0 100
	法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の取扱割	0,0	
	法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の取扱割	7,500,00	40.0 100
	合計特別法人事業税額	⑯+⑯+⑯	68 4,626,0,0
仮装経理に基づく特別 法人事業税額の控除額	⑯	差引特別法人事業税額 ⑯-⑯	
既に納付の確定した当 期分の特別法人事業税 額	⑯	⑯	
租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控 除額	⑯	⑯	
この申告により納付すべき 特別法人事業税額	⑯	見込納付額 ⑯	
差引 ⑯-⑯	⑯ 4,476,0,0	4,476,0,0	

○記載例（第3号事業と第1号事業とを併せて行う法人の場合）

1 記載例の前提

次のように、太陽光発電の売電事業（第3号事業）と建設業（第1号事業）とを併せて行う法人（資本金2,000万円）があるとします。

この場合は、法人の従たる事業の売上金額（太陽光発電・売電収入：1,000万円）は、主たる事業の売上金額（建設工事売上：3,000万円）の1割程度を超えていること等から、事業部門毎に課税標準額（所得金額及び収入金額）及び税額を算定する必要があります。（8ページの3参照）

事業部門毎に算定（※）した結果は、次表（B～E）のとおりとします。

※ 第3号事業のみを行う法人の場合は、原則として、事業部門毎に算定する必要はありません。

区分計算前〔損益計算書・法人税別表4〕			区分計算後〔法人事業税（特別法人事業税）〕			
区分		金額A	按分率（※1）B	第3号事業 A×B C	第1号事業 A-C D	摘要 E
損益計算書	建設工事売上	1	30,000,000	—	0	30,000,000 第1号事業に計上
	太陽光発電・売電収入	2	① 10,000,000	—	⑦ 10,000,000	0 第3号事業に計上
	役員報酬	3	8,000,000	0.250	2,000,000	6,000,000 按分して計上
	減価償却費	4	5,000,000	—	2,000,000	3,000,000 ※2
	物品購入費	5	1,501,000	0.250	375,250	1,125,750 按分して計上
	受取利息	6	② 1,000	0.250	⑧ 250	750 "
法人税別表4	当期純利益	1+2-3-4-5+6	7	25,500,000	—	5,625,000 19,875,000
	当期利益の額(1)	7	8	25,500,000	—	5,625,000 19,875,000
	合計(34)	9	③ 25,500,000	—	⑨ 5,625,000	⑩ 19,875,000
	欠損金の当期控除額(44)	10	④ 600,000	—	⑩ 400,000	⑪ 200,000
所得金額(52)		9-10	⑤ 24,900,000	—	⑫ 5,225,000	⑬ 19,675,000

※1 按分率は、太陽光発電・売電収入／（建設工事売上+太陽光発電・売電収入）=0.250としております。

※2 減価償却費500万円のうち、100万円は第3号事業のものとし、残り400万円を第3号事業と第1号事業に按分して計上しております。

2 申告書への記載等

上記①から⑦まで（※）について、第3号事業と第1号事業毎に「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）、「収入金額に関する計算書」（第6号様式別表6）、「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書」（第6号様式別表9）に記載します。

また、次により、第6号様式（その2）の各欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算します。

- ・ 所得金額に関する計算書（第3号事業） ⑥欄 — 第6号様式（その2）の⑩欄
- ・ 所得金額に関する計算書（第1号事業） ⑥欄 — 第6号様式（その2）の⑧欄
- ・ 収入金額に関する計算書（第3号事業） ⑪欄 — 第6号様式（その2）の⑯欄

※ 第3号事業のみを行う法人の場合は、原則として、上記①から⑦までを、第3号事業の各様式に記載します。

第6号様式別表5 所得金額に関する計算書

（法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業）

所得金額の計算		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	元 十億 百万 千 円 ⑦(③) 562,500,00
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	②	⑧(④) 400,000,00
合計 ②-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭+⑮-⑯-⑰	③	⑨(③) 522,500,00

（法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業）

所得金額の計算		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	元 十億 百万 千 円 ⑨(②) 1,987,500,00
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	②	⑩(⑧) 2,000,000
合計 ②-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭+⑮-⑯-⑰	③	⑨(③) 1,967,500,00

第6号様式別表6 収入金額に関する計算書

（法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業）

摘要			金額
収入金額の総額	太陽光発電・売電収入	⑦(⑧) 10,000,000	円
受取利息		⑦(⑤) 250	
	計	① 10,000,250	
控除される金額	受取利息	⑦(⑤) 250	
	計	② 250	
	差引計 ①-② ③	10,000,000	
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪		10,000,000	

○収入金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。（8ページの2参照）

○控除される金額

法令に規定されているものが控除の対象となります。（8ページの2参照）

○欠損金額

8ページの4参照

第6号様式別表9 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

（法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業）

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金 ③	当期控除額④ (当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額)のうち、少ない金額)	翌期繰越額⑤ ((③-④)又は別表1⑦)
平成3/年 4月 / 日から 令和2年 3月 31日まで	欠損金額等 ・災害損失金	400,000	400,000	0
計		400,000	⑦(④) 400,000	0

（法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業）

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金 ③	当期控除額④ (当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額)のうち、少ない金額)	翌期繰越額⑤ ((③-④)又は別表1⑦)
平成3/年 4月 / 日から 令和2年 3月 31日まで	欠損金額等 ・災害損失金	200,000	200,000	0
計		200,000	⑦(④) 200,000	0

○電気供給業を行う法人の法人事業税

1 課税方式

電気供給業を行う法人の法人事業税の課税方式は、右の表のとおりです。

この電気供給業とは、事業の実態として電気を供給している事業をいい、電気事業法に規定する電気事業者が行うものに限りません。

ただし、準備段階などで電気供給業を開始していない期間は、所得割（所得金額）による課税方式となります。（※）

※ 外形標準課税対象法人の場合は、所得割のほか、付加価値割及び資本割が加わります。

区分		課税方式（課税標準）
電気供給業	次の事業以外〔第2号事業〕	収入割（収入金額）
	発電事業等 小売電気事業等 特定卸供給事業 〔第3号事業〕	収入割（収入金額）
		所得割（所得金額）
	外形標準課税 対象法人	収入割（収入金額）
		付加価値割（付加価値額）
		資本割（資本金等の額）

2 課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額(課税標準額)} = \text{○収入すべき金額の総額} - \triangle \text{控除すべき金額}$$

○収入すべき金額 … 7ページの「収入金額に関する計算書」（第6号様式別表6）の「収入金額の総額」の欄
各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。（主なものは以下のとおりです。）

- ・各種電灯料収入
- ・各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含みます。）
- ・遅収加算料金
- ・せん用料金
- ・電球引換料
- ・配線貸付料
- ・諸機器貸付料
- ・受託運転収入
- ・諸工料
- ・諸設備貸付料
- ・水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- ・事業税相当分の加算料金 等

△控除すべき金額 … 7ページの「収入金額に関する計算書」（第6号様式別表6）の「控除される金額」の欄
法令に規定されているものが、控除の対象となります。（主なものは以下のとおりです。）

- ・国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・固定資産の売却による収入金額
- ・保険金
- ・有価証券の売却による収入金額
- ・不用品の売却による収入金額
- ・受取利息及び受取配当金
- ・需要者等から収納する工事負担金等
- ・電気事業法第28条の40第2項の交付金
- ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・非F I T 非化石証書購入費相当額
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条の賦課金
- ・損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料 等

3 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合

原則 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人の事業税額は、各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額となります。

その際に、例えば、電気供給業とそれ以外の事業の各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの中の共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額又は所得金額を算定します。

例外 従たる事業が主たる事業に対して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって事業税額を算定します。

※ 「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の業務を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

4 小売電気事業等・発電事業等を行う法人の課税標準となる所得金額等の算定

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、小売電気事業等・発電事業等を行う法人については、所得割が課税されることになりますが、課税標準となる所得金額は、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

※ 外形標準課税対象法人の付加価値割及び資本金等の額についても、所得等課税事業の計算の例により算定します。

なお、所得金額の計算における繰越欠損金については、以下の経過措置があります。

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。

5 申告書・添付書類

電気供給業を行う法人は、次により申告します。

(1) 小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人
確定申告（仮決算に基づく中間申告及び修正申告）…第6号様式（その2） 予定申告…第6号の3様式（その2）

(2) (1)以外の電気供給業を行う法人
確定申告（仮決算に基づく中間申告及び修正申告）…第6号様式 予定申告…第6号の3様式

※ 確定申告をする際には、上記のほか、次の書類の添付が必要となります。

・所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）

・収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）

・（欠損金額等の控除がある場合）欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）

・決算書類一式（貸借対照表及び損益計算書等）

・雑益、雑損失等の内訳書

・所得の金額の計算に関する明細書（法人税の申告書別表4）

・その他収入金額の計算に関する基礎資料

予定申告書 (第6号の3様式)

○ この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。

※ 申告書上欄の事項の記載については、第6号様式の確定申告書の場合(1ページ)と同様です。

○前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。なお、()には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。

※ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を()内に記載してください。

○前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

○前期末現在の資本金の額

11ページ参照

①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額

⑯前事業年度の事業税額

㉔前事業年度の特別法人事業税額

当期の事業年度開始の日から6ヵ月以内に確定した前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を記載してください。

○前事業年度又は前連結事業年度の期間及び②、㉐、㉑、㉒、㉓、㉕の月数

前事業年度の期間を記載し、その月数を②、㉐、㉑、㉒、㉓、㉕の月数とします。この場合、月数は暦に従つて数え、1月に満たない月は1月とします。

(例) R5.10.10～R6.5.31
…8ヵ月)

⑤月数の数え方

第6号様式の確定申告書(3ページ⑰)と同じです。

○端数計算

②、④、⑥、㉐～㉕、㉘の金額の100円未満の端数は切り捨ててください。

(事業税)	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの事業年度分又は連続事業年度分		道府県民税の申告書		(特別法人事業税)
		道府県民税			
		前期末現在の資本金の額又は出資金の額		57342500	
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		47342500	
		前期末現在の資本等の額		49204500	
		事業種目 食料品小売業			
		道府県民税の申告書		57342500	
		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑯の金額)		45300	
		予定申告税額(①×前事業年度又は前連結事業年度の月数)		22600	
		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		00	
		この申告により納付すべき法人税割額(②～③)		22600	
		均等割額(50,000円×⑤/12)		25000	
		この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥)		47600	
		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		4538712	
		道府県民税の特定寄附金税額控除額(⑧)		4538712	
		法人税割額(⑨)		45380	
		道府県民税の控除額(⑩)		45380	
		税額控除超過額(⑪)		45380	
		外國の法人税等の控除額(⑫)		45380	
		仮装経理に基づく事業税額の控除額(⑬)		45380	
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額(⑭)		45380	
		納付すべき法人税割額(⑯～⑪)		45380	
		特別法人事業税額(⑮)		45380	
		法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額(⑯)		45380	
		この申告の期間		令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	
		前事業年度又は前連結事業年度の期間		令和4年10月1日から令和5年9月30日まで	
		通算親法人の事業年度の期間		令和年月日から令和年月日まで	
		合計特別法人事業税額(⑯+⑮)		502900	
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額(⑯)		502900	
		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額(⑯)		502900	
		納付すべき特別法人事業税額(⑯～⑯)		502900	

②、㉐、㉑、㉒、㉓、㉕の税額計算

②については、前事業年度の法人税割額に「6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額」になります。

㉐、㉑、㉒、㉓、㉕については、前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を「前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額」になります。

※ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項若しくは第2項又は第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。

◎法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）の税率（令和6.2現在）

法人 県 民 税	均等割	資本金等の額			税率					
		1千万円以下（又は法第52条第1項の表の第1号に該当する法人）			年額	20,000円				
		1千万円超～1億円以下			年額	50,000円				
		1億円超～10億円以下			年額	130,000円				
		10億円超～50億円以下			年額	540,000円				
		50億円超～			年額	800,000円				
	法人税割	区分			税率(%)					
		不均一課税適用法人の税率（標準税率）			令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに開始する事業年度				
		超過税率	率		1.0	3.2				
《摘要》		超	過	稅	率	1.8	4.0			
1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額）をいいます。 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増資、無償減資等による欠損填補を行い、法第23条第1項第4号の2イ(1)～(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)～(3)の規定に該当する場合は、調整後の金額になります。この場合には、無償増資の事実及び金額を証する書類（株主総会議事録等）又は無償減資等による欠損填補の事実及び金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。 また、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、上記の金額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。 その判定時期は、次のとおりです。 ・確定申告のとき……………当期末現在 ・仮決算に基づく中間申告のとき…当期開始日から6カ月目の日現在 ・予定申告のとき……………前期末現在										
2 超過税率は、次の(1)～(3)のいずれかの法人について適用されます。（R.3.31までに終了する各事業年度について適用） (1) 課税標準となる法人税額が、次の額を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限ります。）の場合については、その法人税の中間申告書に記載すべき課税標準となるべき法人税額によります。（この場合の月数は、6カ月とします。） ※ 事業年度の月数の考え方 <u>1,000万円×当該事業年度の月数(※)</u> 1月に満たない端数月も1月に数えます。（均等割の月数の考え方(3ページ)と異なることに注意してください。） (例) R.5.5.10～R.6.3.31～11カ月										
(2) 事業年度終了の日（期末）現在の「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限ります。）の場合については、当期の事業年度開始の日から6カ月目の日の現況により判定します。 (3) 平成22年9月30日以前に解散の法人で、清算中の法人等。										
法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）	事業の区分	法人の種類	所得等の区分(※3)	税率 (%)						
				令和4年4月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		
	ア イ、ウ及び 工以外の事 業	① 普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4		
			所得のうち年400万円を超える金額	5.3	37.0	5.3	37.0	5.1		
		② 特別法人 (※1)	所得のうち年800万円を超える金額	7.0		7.0		6.7		
			所得のうち年400万円以下の金額	3.5	34.5	3.5	34.5	3.4		
			所得のうち年400万円を超える金額	4.9		4.9		4.6		
	イ イ、ウ及び 工以外の事 業	外形標準 課税対象 法人	付加価値額	1.2	—	1.2	—	0.72		
			資本金等の額	0.5	—	0.5	—	0.3		
			所得のうち年400万円以下の金額		0.4	0.4	0.3	1.6		
			所得のうち年100万円を超える800万円以下の金額	1.0	260.0	0.7	260.0	0.5		
			所得のうち年800万円を超える金額		1.0	1.0	0.7	3.1		
	ウ ウ ウ	電気供給業(ウを除きます)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業	収入金額	1.0	30.0	1.0	30.0	0.9		
		①及び②の 法人	収入金額	0.75	40.0	0.75	40.0	0.9		
			所得金額	1.85	—	1.85	—	—		
	エ エ エ	③の法人	収入金額	0.75	40.0	0.75	40.0	0.9		
			付加価値額	0.37	—	0.37	—	—		
			資本金等の額	0.15	—	0.15	—	—		
	エ エ エ	特定ガス供給業	収入金額	0.48	62.5	1.0	30.0	0.9		
			付加価値額	0.77	—	—	—	—		
			資本金等の額	0.32	—	—	—	—		
※1 「特別法人」とは、各種協同組合、森林組合、信用金庫、農事組合法人、医療法人など（法第72条の24の7第7項の法人）です。 ※2 電気供給業のうち、特定卸供給事業を行う法人については、令和4年3月31日以前に終了する事業年度までは、上記のイの税率が適用されます。 ※3 上記の所得区分は、事業年度の期間の月数が12カ月（1年）の場合であり、事業年度の期間の月数が12カ月に満たないときは、										
400万円×当該事業年度の月数(※4) の額により区分します。 12 例…月数10カ月、所得金額の総額が10,312,230円の場合 3.5% $\frac{400\text{万円} \times 10}{12} = 3,333,333$ 5.3% $\frac{800\text{万円} \times 10}{12} - 3,333,333 = 3,333,333$ 7.0% $10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333) = 3,645,564$										
※4 事業年度の月数の考え方 1月に満たない端数月も1月に数えます。（均等割の月数の考え方(3ページ)と異なることに注意してください。） (例) R.5.5.10～R.6.3.31～11カ月										
に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。										

◎法人の異動変更届について

法人の商号変更、主たる事務所の所在地の変更、事業年度の変更、資本金の額の変更、代表者の変更等がある場合は、定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部（一部）証明書）の写しを添付して届け出してください。

◎グループ通算制度の承認を受けた法人等について

法人税においてグループ通算制度の承認を受けた法人等については、地域県民局県税部へお問い合わせください。

◎決算書類の添付について

確定申告書又は仮決算に基づく中間申告書の提出の際には、決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）を添付してください。

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告等は インターネットで簡単にできます。



「eLTAX(エルタックス)」は地方税共同機構が運営する地方税の総合窓口システムです。

もう、混み合う窓口へ 申告等に出かける必要なし！

- ・インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告等ができる！
- ・複数の地方公共団体への申告等がまとめて1度にできる！



メリット
1



メリット
2

便利な機能で、 申告書作成もカンタンに！

- ・市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま！
※ eLTAX対応のソフトに限ります。
- ・eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる！

※ 税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

もっと詳しい情報はeLTAXホームページへ

<https://www.eltax.nta.go.jp/>

※ 法人税などの国税の電子申告などは、国税電子申告・納税システム(e-TAX:イータックス)をご利用ください。

e-TAX ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇法人県民税・法人事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、下記の県税部まで◇

東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線6611・6612 〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (直) 017-734-9972 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線278・228 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 (直) 0172-32-4341 弘前合同庁舎2階
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線208・210 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (直) 0178-27-4455 八戸合同庁舎1階
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線208 〒037-0046 五所川原市栄町10 (直) 0173-34-3141 五所川原合同庁舎1階
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線210 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (直) 0176-23-4241 十和田合同庁舎1階
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線207・208 〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (直) 0175-22-3105 むつ合同庁舎1階

※ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の申告、届出等のお問い合わせは、東青地域県民局県税部までお願いします。

県税・市町村税インフォメーション

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>



— 青 森 県 —

《この印刷物は6,800部作成し、印刷経費は1部当たり31.02円です。》

(R 6.2 作成)